

予 算 概 要

(予算概要)

平成26年度援護関係予算(案)の概要

【25年度予算】 【26年度予算(案)】

35,039百万円 → 32,555百万円※

※社会・援護局(援護)計上分 22,849百万円
※社会・援護局(社会)計上分 9,706百万円

1 援護年金 20,376百万円 → 17,399百万円
(受給人員 10,991人 → 9,524人)

2 戦没者慰霊事業等の推進 2,122百万円 → 2,407百万円

(1) 遺骨収集帰還等 1,540百万円 → 1,802百万円

うち、硫黄島遺骨収集帰還等事業 967百万円 → 1,111百万円

※遺骨収集帰還関係経費 917百万円→1,061百万円、慰霊巡拝関係経費 50百万円→50百万円

うち、遺骨収集帰還促進のための情報収集関連事業 185百万円 → 235百万円

※海外公文書館等資料調査経費 41百万円→78百万円
海外未送還遺骨情報収集事業等経費 144百万円→156百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等 256百万円 → 260百万円

※遺骨収集帰還関係経費 111百万円→96百万円、身元特定作業経費 105百万円→129百万円
慰霊巡拝関係経費 19百万円→18百万円、慰霊碑維持管理等経費 22百万円→17百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 135百万円 → 135百万円

3 中国残留邦人等の援護等 11,046百万円 → 11,295百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援等 10,833百万円 → 11,121百万円

ア 支援給付の実施等

10,833百万円 → 11,017百万円

イ 配偶者支援金の支給(平成26年10月施行) 0 → 104百万円

※支給事務に必要なシステム改修経費118百万円については、平成25年度補正
予算案に緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分520億円)
に計上。

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費22百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 213百万円 → 173百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

参 考 资 料

1 平成26年度予算(案)事項別内訳

平成25年12月

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	25,748,676	22,848,879	▲ 2,899,797	
(項) 厚生労働本省共通費	2,968	2,671	▲ 297	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,968	2,671	▲ 297	
(項) 遺族及留守家族等援護費	21,831,776	18,816,173	▲ 3,015,603	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	21,831,776	18,816,173	▲ 3,015,603	
援護審査会経費	1,381	1,459	78	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	20,475,901	17,498,045	▲ 2,977,856	援護年金の支給 20,376百万円 → 17,399百万円
戦傷病者特別援護経費	465,949	413,169	▲ 52,780	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 159百万円 → 157百万円 2 医療費の支給 219百万円 → 179百万円
未帰還者留守家族等援護経費	16,062	21,823	5,761	3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 206,000円 葬祭料 単価 201,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	401	716	315	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	428,682	403,421	▲ 25,261	
昭和館等に係る経費	443,400	477,540	34,140	昭和館運営費 431百万円 → 465百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,005,556	2,266,709	261,153	
戦没者遺骨処理等諸費	1,539,669	1,801,997	262,328	1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤バラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪ザバイカル ⑫カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マリアナ諸島 ④トラック諸島 ⑤マーシャル・ギルバート諸島 ⑥インド ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪アムール ⑫カザフスタン共和国) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 283百万円 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 43百万円 → 43百万円
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	465,887	464,712	▲ 1,175	

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,542,522	1,415,205	▲ 127,317	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,542,522	1,415,205	▲ 127,317	
中国残留邦人等に対する生活支援	627,121	556,883	▲ 70,238	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 170百万円 → 100百万円
定着自立援護	424,821	418,890	▲ 5,931	・「支援・相談員」の配置 426百万円 → 425百万円
帰国受入援護	456,943	409,004	▲ 47,939	・永住帰国見込世帯人員 17世帯52人 → 11世帯 28人
身元調査等	33,637	30,428	▲ 3,209	・一時帰国見込世帯人員 114世帯201人 → 104世帯 185人
(項) 恩給進達等実施費	365,854	348,121	▲ 17,733	・訪中調査対象孤児数 11人 → 8人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	365,854	348,121	▲ 17,733	・訪日調査対象者数 2人 → 1人
資料整備諸費	317,909	301,892	▲ 16,017	
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	542	0	▲ 542	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,339	▲ 38	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,026	42,890	▲ 1,136	

社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	
(項) 生活保護費	9,290,776	9,706,017	415,241	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,290,776	9,706,017	415,241	
中国残留邦人生活支援給付金	9,290,776	9,603,297	312,521	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	0	102,720	102,720	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	250億の内数	150億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	250億の内数	150億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	35,039,452	32,554,896	▲ 2,484,556	
社会・援護局(援護)計上分	25,748,676	22,848,879	▲ 2,899,797	
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	

(参考) 平成26年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,062,814	985,646	▲ 77,168	
(項) 遺族及留守家族等援護費	495,471	430,007	▲ 65,464	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	490,607	425,143	▲ 65,464	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,552	68,767	215	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	44,006	43,065	▲ 941	1 留守家族等援護 129千円 2 未帰還者特別措置 225千円 3 戦傷病者特別援護 42,711千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	378,049	313,311	▲ 64,738	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,588	22,033	445	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,712	3,051	339	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,712	3,051	339	
(目) 遺骨収集帰還等委託費	18,876	18,982	106	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	510,463	498,314	▲ 12,149	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	510,463	498,314	▲ 12,149	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	439	212	▲ 227	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	510,024	498,102	▲ 11,922	「支援・相談員」の配置 425,184千円
(項) 恩給進達等実施費	35,292	35,292	0	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	35,292	35,292	0	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,504	42	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,830	29,788	▲ 42	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,517千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	
(項) 生活保護費	9,290,776	9,706,017	415,241	
(目) 生活保護費等負担金	9,290,776	9,706,017	415,241	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	9,290,776	9,603,297	312,521	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	0	102,720	102,720	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	250億の内数	150億の内数		
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	250億の内数	150億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,353,590	10,691,663	338,073	
社会・援護局(援護)計上分	1,062,814	985,646	▲ 77,168	
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	

2 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

平成26年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

（1）障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症	～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

（2）遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数 10,294人 (平成25年11月末)

- ① 障害年金 1,473人
- ② 遺族年金、遺族給与金 8,821人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
公 務 死 亡	4,580 人	1,707 人
勤 務 関 連 死 亡	204	125
平 病 死 亡	909	834
併 発 死 亡	458	4
合 計	6,151	2,670

(2) 各種特別給付金等 (平成25年12月末)

- ① 第二十七回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 21,293件
- ② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 21,749件
- ③ 第二十六回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 22件
- ④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,271,558件
- ⑤ 第九回特別弔慰金 (24万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 44,453件

強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成23年8月5日
閣議決定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）第13条第1項の規定に基づき、特別措置法第2条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 実態調査等に関する基本的方向

(1) これまでの経緯

- ・ 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和21年から昭和33年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約57万5千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約5万5千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年12月12日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

（２）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（１）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置

ア これまでの取組

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

(1) これまでの取組

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

(2) 措置の実施に関する基本的な事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する

基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する

基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する

基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

5 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成24年10月～12月	東京オリンピック開催年の日本～変わりゆく昭和の情景～
平成25年3月～5月	生誕100年・没後30年記念 中原淳一の生きた戦中・戦後～少女像にこめた夢と憧れ～
平成25年7月～9月	知ってるかな?戦中の暮らし～子どもたちの一日～
平成26年3月～5月(予定)	働く女性(仮称)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成25年10月2日～14日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(熊本県)
平成26年1月26日～2月3日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(栃木県)
平成26年10月1日～19日(予定) 平成26年11月29日～12月7日(予定)	佐賀県 石川県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

6 しょうけい館について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成 24 年3月～5月	がむしやらに描いて～海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ～
平成 24 年7月～9月	軍医が語る戦時救護
平成 25 年3月～5月	戦中・戦後の戦病者～二度の除隊を経て 花森安治のあゆみ～

企画上映会	
平成 24 年5月～6月・6月～8月 ・8月～11月	「夫婦二人三脚」(5月～6月) 「新収録証言映像」(6月～8月) 「抑留生活と受傷病の苦労」(8月～11月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp

7 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

Ⅲ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）関係

Ⅲ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）関係

第 1 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要

1 概要について

（1）趣旨

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約 3,000 億円の給付措置を行う。

（2）実施方式

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
- 市町村が実施する給付事業の実施に要する経費を対象として、国が補助金（補助率 10 分の 10）を交付する。
- 都道府県は、市町村の円滑な執行を支援する。

（3）給付対象者

- 給付対象者については、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。
 - ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等

（4）給付額

- 給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる 1 年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付対象者一人につき 1 万円とする（1 年半分を 1 回の手続で支給）。

（5）加算措置

- 平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに加え、同月の年金の特例水準解消等を考慮し、3 の給付対象者のうち老齢基礎年金受給者（繰り上げ支給による受給者を含む。以下同じ。）等については、一人につき 5 千円を加算する。

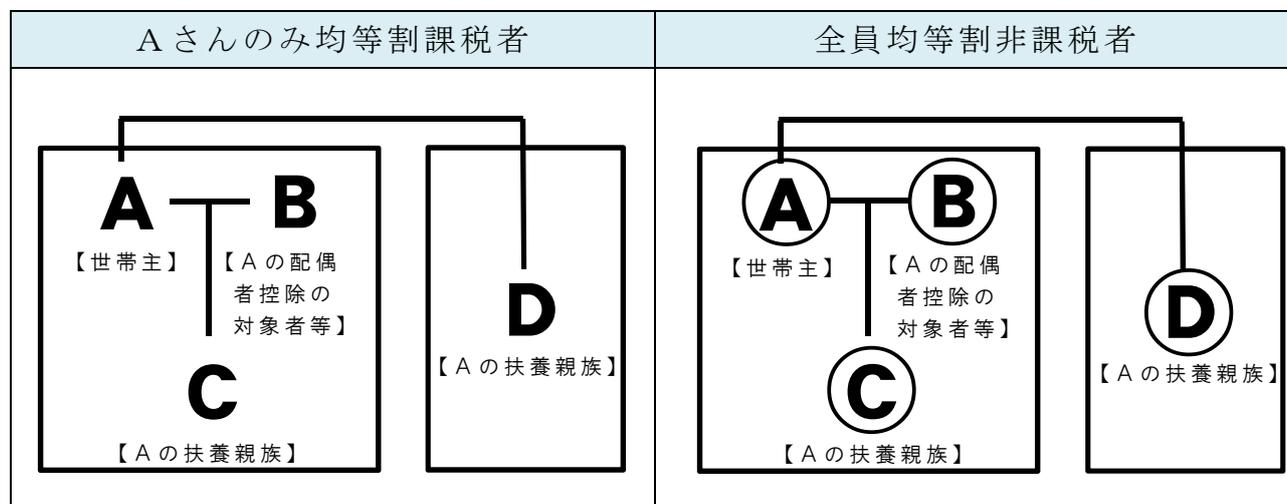
2 給付対象者について

(1) 基本的考え方（給付対象者、基準日）

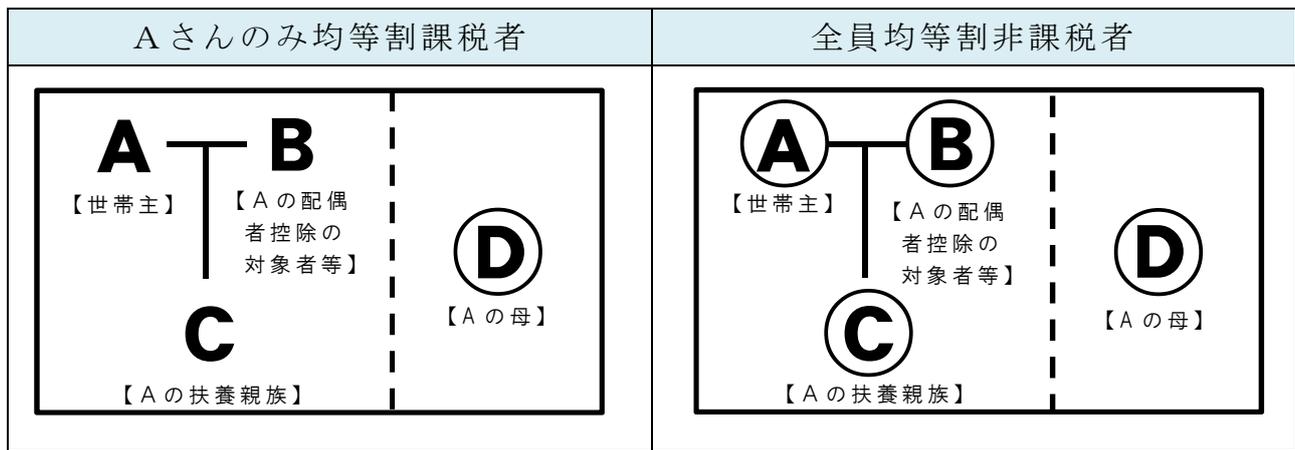
- 給付対象者については、基準日において、以下の条件を満たした者とする。
 - ① 各市町村の住民基本台帳に記録されており、
 - ② 市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）であって、
 - ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者
- 基準日は、平成 26 年 1 月 1 日とする。このため、各市町村は、平成 26 年 1 月 1 日時点で当該市町村の住民基本台帳に記録されている者を対象として臨時福祉給付金を支給する。
 - ※ 基準日より後に他市町村に転出した者についても、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村が臨時福祉給付金を支給する。
- 基準日に住民基本台帳に記録されている外国人についても、臨時福祉給付金の支給対象とする。
- 給付対象者に該当するか否かは、平成 26 年度分の市町村民税（均等割）（賦課期日：平成 26 年 1 月 1 日）の課税状況により判断する。
- 扶養親族等の範囲については、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者とする。
 - ※ 年齢 16 歳未満の年少者は、扶養控除の対象とはならないが、扶養親族に該当することに留意。

(参考) 給付対象者の具体的なイメージ（※実線による四角囲みが住民基本台帳上の世帯、○が臨時福祉給付金の支給対象である。）

① 夫婦・子 2 人（子のうち 1 人は一人暮らし）のケース



② 夫婦・子と祖母（祖母が扶養親族として申告されていない）のケース



(2) 生活保護制度内で対応される被保護者等

① 生活保護制度の被保護者

○ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における生活保護制度の被保護者については、平成 26 年 4 月に消費税率の引上げによる負担増の影響分を織り込んで保護基準の改定を行うことを予定しているため、臨時福祉給付金の対象外とする。

○ ただし、以下の者については、臨時福祉給付金の支給対象とする。

- ・ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に保護停止中の者
- ・ 平成 26 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止となった者

② 生活保護制度の被保護者と同様に臨時福祉給付金の対象外とする者

○ 生活保護の基準の例による給付が行われている以下の者についても、臨時福祉給付金の対象外とする。

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

(3) その他

○ 社会福祉施設等に入所等している者については、給付対象者に該当する場合には、臨時福祉給付金を支給する。なお、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で児童福祉施設等に入所している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととするので、他の給付要件を満たす場合には、その児童等に臨時福祉給付金を支給する。

① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等

② 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童等

- ③ 障害者支援施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している児童等
- ④ 婦人保護施設に入所している児童等
- ⑤ 指定医療機関に入院している児童等 等
- DV被害者については、基準日（平成26年1月1日）時点で配偶者と生計を別にしているDV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなして、臨時福祉給付金の支給の是非に関する判断を行う。

3 給付額について

- 給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付対象者一人につき1万円とする。
- 臨時福祉給付金は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものにするため、1年半分を1回の手続で支給する。

4 加算措置について

- 2の給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5千円を加算する。
（現在想定している加算措置の対象者一覧）
- ① 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等
- ② 児童扶養手当の受給者
- ③ 特別児童扶養手当の受給者
- ④ 特別障害者手当の受給者
- ⑤ 障害児福祉手当の受給者
- ⑥ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ⑦ 原爆被爆者諸手当の受給者（ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当（一般分、増額分）、家族介護手当の受給者に限る。）
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者（ただし、特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当の受給者に限る。）

- ⑨ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）
 - ⑩ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）
 - ⑪ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）
- ※ 対象者が上記の加算措置の対象となる年金・手当等を複数受給している場合であっても、加算額は対象者一人につき5千円とする。また、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は「子ども」ではなく、その母又は父等であるため、臨時福祉給付金の加算については、子どもの人数に関係なく、その母又は父等に対して加算されるものである。

第2 実施に向けた準備

1 予算について

(1) 国における予算計上

○ 臨時福祉給付金の給付に要する経費については、「平成25年度一般会計補正予算（第1号）」（平成25年12月12日閣議決定）に計上されたところである。

○ 補助率については、10分の10であり、要求額は下記のとおりである。

① 給付費 3,000億円

- ・基本分（1万円・2,400万人分） = 2,400億円
- ・加算分（5千円・1,200万人分） = 600億円

② 事務費 420億円

- ・うち、地方公共団体分 = 約410億円

○ 事務費予算計上の考え方は下記のとおりである。

① 市町村分

- ・審査事務等に要する人件費〔申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など〕
- ・申請書等の発送費用〔申請書送付料、支給決定通知送付料など〕
- ・システム改修（開発）費〔既存システムの改修又は新規システムの開発など〕
- ・電話照会対応に要する経費〔電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など〕
- ・口座振込手数料
- ・広報経費〔広報誌掲載費、チラシ等作成費など〕
- ・その他〔支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など〕などの経費を見込んだもの。

② 都道府県分

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
 - ・全国説明会への出席旅費
 - ・補助金執行事務に要する人件費
 - ・広報経費
- などの経費を見込んだもの。

(2) 繰越明許費要求及び概算払経費要求について

- 臨時福祉給付金に係る予算については、給付費・事務費ともに、翌年度へ繰り越して使用することが出来るよう、国において、繰越明許費として要求することとしている。
- 臨時福祉給付金に係る予算については、給付費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。
- 平成 25 年度における国の予算の交付は、
 - ・ 給付費については、各市町村からの申請に基づき、平成 25 年度内に給付することが見込まれる額、
 - ・ 事務費については、各市町村及び各都道府県からの申請に基づき、平成 25 年度内に使用することが見込まれる額、をそれぞれ予定している（平成 26 年度分とは別に執行する予定である）。

ただし、平成 25 年度分として交付した予算のうち、やむを得ない事由により翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、地方においても繰り越すことが出来るよう、調整していく予定である。

（3）地方公共団体における予算計上について

- 臨時福祉給付金については、基準日は平成 26 年 1 月 1 日としつつ、平成 26 年度の市町村民税の課税情報に基づき給付していくことを想定しているが、可能な限り早く給付できるよう、効率的な実施方法等についてご検討頂き、それを踏まえ予算計上をお願いしたい。

その際、実際の給付事務スケジュール（給付開始時期）は、市町村ごとの規模や実情により異なると想定されることから、具体的な計上時期は、例えば、

 - ・ 事務費については、一部を平成 25 年度補正予算に計上し、その他を平成 26 年度当初予算に計上、
 - ・ 給付費については、平成 25 年度内に給付することが見込まれる分を平成 25 年度補正予算に計上し、その他を平成 26 年度当初予算に計上、することが考えられる。

（4）そのほか

- 上記のほか、詳細については、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る予算等について」（平成 25 年 12 月 13 日付け事務連絡）及び「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る事務費について」（平成 25 年 12 月 13 日付け事務連絡）を参照されたい。

2. 広報に関する準備作業について

(1) 国の広報について

- 現時点における国の広報体制として、下記のとおりである。
 - ・ 専用ホームページの開設
厚生労働省のホームページ内に臨時福祉給付金に関する専用ページを掲載
 - ・ 専用ダイヤルの設置
臨時福祉給付金に関する国民からの一般的問い合わせに国でも対応するため、厚生労働省に専用ダイヤルを設置し、オペレーターによる電話対応を実施

(2) 地方公共団体における広報について

- 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、例えば、
 - ・ 全戸配布
 - ・ 住民税の申告懇諭の活用
 - ・ 介護保険料納付済額通知書等の活用
 - ・ 介護保険料額決定通知書等の活用
 - ・ 児童手当の現況届の案内の活用が考えられるので、各市町村の規模又は実情に応じた積極的な広報の実施をお願いします。

(3) そのほか

- 上記のほか、詳細については、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の国の広報体制、広報におけるチラシ等の例等について」（平成 25 年 12 月 12 日付け事務連絡）を参照されたい。

3. 支給審査に関する準備作業について

- 臨時福祉給付金支給審査の準備作業として、必要となる下記リストの作成作業及び関係機関での情報提供等についてお願いします。
 - ① 住民基本台帳に記録されている者（リスト作成時期の目処：平成 26 年 1 月～2 月頃）
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等（リスト作成時期の目処：平成 26 年 1 月～2 月頃）
 - ③ 加算措置の対象となる年金・手当等の受給者（リスト作成時期の目処（「ガス障害者特別手当等の受給者」、「副作用・感染被害救済制度の受給者」及び「老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者」を除く。）：平成 26 年 1 月～2 月頃）
- 上記のほか、詳細については、「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」（平成 25 年 12 月 16 日付け事務連絡）及び「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するに当たっての留意事項について」（平成 25 年 12 月 16 日付け事務連絡）を参照されたい。

4. 施設入所等児童等、DV被害者に係る支給先の管理について

- 施設入所等児童等及びDV被害者については、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いする。
- 施設入所等児童等について、当該保護者が代理申請を行ったとしても、当該保護者には支給せず、当該児童等に支給するために対象者の管理を行うこととなる。このとき、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所等している施設等の所在地に移っていない場合であっても、施設等の所在地の市町村から支給することとする。更に基準日（平成26年1月1日）時点の施設入所等児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととするので、他の給付要件を満たす場合には、その児童等に支給することとなる（第1の2（3）参照）。
- DV被害者について、基準日時点で諸事情により住民票を移すことができていない場合であっても、保護命令が出ている等の一定の要件を満たしており、その旨を申し出たときは、配偶者が代理申請を行ったとしても支給せず、DV被害者に支給するために対象者の管理を行うこととなる。このとき、基準日時点でDV被害者の住民票が所在する市町村からではなく、申出日時点でDV被害者が居住する市町村から支給することとする。更に、基準日（平成26年1月1日）時点で配偶者と生計を別にしてしているDV被害者については、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなして、臨時福祉給付金の支給の是非について判断することとなる（第1の2（3）参照）。
- 上記のほか、詳細については、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成26年1月10日付け事務連絡）等を参照されたい。